

日野町ひとり親家庭家事援助派遣等事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、日常生活を営むのに著しく支障があり、また児童の養育に困難を抱えるひとり親家庭に対し、家事ヘルパーを派遣し、日常生活の援助や児童の養育を支援することにより、ひとり親家庭の生活安定、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業実施主体)

第2条 この事業の実施主体は日野町とする。ただし、派遣世帯、サービスの内容および費用負担区分の決定を除き、この事業の一部を日野町福祉サービス公社（以下「受託者」という。）に委託する。

(ひとり親の定義)

第3条 この要綱においてひとり親家庭とは、日野町の区域内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者と、その者に扶養されている児童によって構成されている家庭（ひとり親以外に他の同居者がある場合を含む）をいう。

- (1) 配偶者と死別した者であって、現に婚姻していないもの
- (2) 離婚した者であって、現に婚姻していないもの
- (3) 配偶者の生死が明らかでないもの
- (4) 配偶者から遺棄されているもの
- (5) 配偶者が心身の傷病、障害により、長期にわたって労働能力を失っているもの
- (6) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているもの
- (7) 婚姻によらないで親となった者であって、現に婚姻していないもの

(事業の内容および実施方法)

第4条 この事業の内容および実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容 この事業は、日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対し、家事ヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要な援助を行う。
- (2) 派遣対象家庭 この事業の対象となる家庭は、義務教育終了前の児童のいるひとり親家庭であって、日常生活を営むのに支障があり、かつ、家事援助を行うものを得ることが困難な世帯とする。
- (3) 登録 派遣対象家庭に該当する者であって、家事ヘルパーの派遣を受けようとする者は、

申込書（別記様式第1号）により、あらかじめ登録するものとする。

（4） 派遣対象家庭名簿の作成 町長は、前号の登録があった者について、ひとり親家庭家事ヘルパー派遣対象家庭名簿（別記様式第2号）に登載するものとする。

（5） 通知書の交付 町長は、派遣対象家庭として派遣対象家庭名簿に登載した者に対し、ひとり親家庭家事ヘルパー派遣対象家庭登録通知書（別記様式第3号）を交付し、派遣対象家庭に該当しないものに対して、ひとり親家庭家事ヘルパー派遣対象家庭申込却下通知書（別記様式第4号の1）を交付する。

（6） 費用負担

ア 派遣対象家庭名簿に登載された者は、別表の基準により家事ヘルパーの派遣に要した費用を負担しなければならない。

イ 前号の費用については、別途日野町に派遣対象家庭から直接支払うものとする。

（7） 所得審査 町長は、派遣対象名簿に登載されている者について、毎年8月1日から8月31日までの間に、前年の所得について審査するものとし、所得審査の結果、派遣対象家庭に該当しなくなったときは、当該家庭を派遣対象名簿から削除するとともに、ひとり親家庭家事ヘルパー派遣対象家庭資格消滅通知書（別記様式第4号の2）を交付する。

（8） 家事ヘルパーの選定 受託者は、心身ともに健全でひとり親家庭の福祉向上に理解と熱意を有するもので、次のいずれかに該当する者のうちから、家事ヘルパーを選定し、登録しておくものとする（別記様式第5号）。

ア 県等の実施するホームヘルパー養成研修事業による研修（3級課程）等を受講した者

イ 家事および介護について必要な技術および能力を有する者

（9） 家事ヘルパーの派遣申請 第4号の派遣対象家庭名簿に登録されている派遣対象家庭が、家事ヘルパーの派遣を必要とするときは、本人または同居する祖父母等が、町長に、ひとり親家庭家事ヘルパー派遣申請書（別記様式第6号）を提出するものとする。

（10） 家事ヘルパーの派遣 町長は、前項の申請を受理したときは、派遣対象家庭名簿と照合するとともに、必要に応じて家事ヘルパー派遣の要否を確認の上、受託者にひとり親家庭家事ヘルパー派遣依頼書（別記様式第7号）を交付し家事ヘルパー（必要に応じて2名）を派遣するものとする。

（11） 援助の内容 援助の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるものとする。

ア 炊事

イ 食事の世話

ウ 住居の掃除

エ 身の回りの世話

オ 生活必需品等の買物

カ その他必要な用務

(12) 家事ヘルパーの派遣期間および派遣回数

ア 家事ヘルパーの派遣期間は、原則として6箇月を限度とする。

イ 派遣回数は、原則として、同一派遣対象家庭について、1週間につき3回を限度とする。

ウ 家事援助は1日または半日を単位とし、1回の援助に要する時間は、それぞれ概ね8時間以内または4時間以内とする。

(13) 家事ヘルパーに対する手当

ア 町長は、受託者に対してひとり親家庭家事援助報告書（別記様式第8号）の家事援助の日数に応じて委託料を支払うものとする。

イ 受託者は、前項の報告書に被家事援助人の確認を受けた書類を添付し、町長に提出するものとする。

(14) 登録の取消し 町長は、次に掲げる場合には、登録の取消をすることができる。

ア 自己の都合により登録の取消しの申し出があった場合

イ 資格要件に該当しなくなった場合

(15) 秘密の保持 家事ヘルパーは、その業務を行うに当たって、派遣対象家庭の構成員の人格を尊重し、当該家庭に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施のための必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 廃止前の日野町ひとり親家庭家事援助派遣等事業実施要綱（平成7年5月1日施行。以下「廃止前要綱」という。）の規定による派遣対象家庭の登録を受けた者は、この告示による派遣対象家庭の登録を受けた者とみなす。

3 廃止前の日野町ひとり親家庭家事援助派遣等事業実施要綱（平成7年5月1日施行）に定める様式は、この告示に定める様式とみなし、当分の間、必要な調整をして、使用できるものとする。

別表

家事ヘルパー派遣事業費用負担基準

世帯区分		費用負担	
		1回の派遣が1日の場合	1回の派遣が半日の場合
A	生計中心者の前年（1月から7月までの間にあっては、前々年）の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第4項に定める額未満の世帯	0円	0円
B	上記以外の世帯	13,500円	6,750円

別記様式第1号

別記様式第2号

別記様式第3号

別記様式第4の1

別記様式第4の2

別記様式第5号

別記様式第6号

別記様式第7号

別記様式第8号